

平成 27 年第 4 回

遠軽町議会定例会会議録（第 3 号）

平成 27 年 9 月 14 日（月）午前 10 時 00 分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- 日程第 38 議案第 19 号 平成 27 年度遠軽町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 39 議案第 5 号 遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について（総務・文教常任委員会審査報告、平成 27 年第 4 回定例会付託）
（付託案件）
- 日程第 40 議案第 7 号 遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金条例の制定について（民生常任委員会審査報告、平成 27 年第 4 回定例会付託）
（付託案件）
- 日程第 41 議案第 8 号 遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の制定について（民生常任委員会審査報告、平成 27 年第 4 回定例会付託）
（付託案件）
- 日程第 42 認定第 1 号 平成 26 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第 43 認定第 2 号 平成 26 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第 44 認定第 3 号 平成 26 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第 45 認定第 4 号 平成 26 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第 46 認定第 5 号 平成 26 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第 47 認定第 6 号 平成 26 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第 48 認定第 7 号 平成 26 年度遠軽町水道事業会計決算認定について（決算

《平成 27 年 9 月 14 日》

	(付託案件)	審査特別委員会審査報告、会期中審査)
日程第49	認定第8号	平成26年度遠軽町下水道事業会計決算認定について(決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
	(付託案件)	審査特別委員会審査報告、会期中審査)
日程第50	発委第1号	遠軽町議会会議規則の一部改正について
日程第51	意見案第1号	I C T利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書
日程第52	意見案第2号	地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書
日程第53		常任委員会所管事務調査報告
日程第54		常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

◎出席議員(17名)

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	6番	山田和夫君
	7番	黒坂貴行君	9番	岩澤武征君
	10番	阿部君枝君	11番	山谷敬二君
	12番	松田良一君	13番	竹中裕志君
	14番	秋元直樹君	15番	高橋義詔君
	16番	一宮龍彦君		

◎欠席議員(0名)

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	新山史賢君
代表監査委員	村瀬光明君		

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	加藤俊之君
民生部長	松橋行雄君	経済部長	鈴木光男君
経済部技監	中川原英明君	総務課長	舟木淳次君
情報管財課長	中村哲男君	企画課長	佐藤祐治君
財政課長	大堀聡君	ジオパーク推進課長	鴻上栄治君
保健福祉課長	小谷英充君	住民生活課長	小野寺正彦君
税務課長	会津靖朗君	農政林務課長	澤口浩幸君

《平成27年9月14日》

農政林務課参事	笹原英視君	商工観光課長	伊藤雅彦君
建設課長	内野清一君	水道課長	久保英之君
生田原総合支所長	平間敏春君	丸瀬布総合支所長	只野博之君
白滝総合支所長	荒井正教君	会計管理者	小野寺健君
教育長	河原英男君	教育部長	寒河江陽一君
教育部総務課長	大貫雅英君	社会教育課長	堀嶋英俊君
社会教育課参事	門脇和仁君	図書館長	佐川哲史君
学校給食センター所長	古賀伸次君	監査委員事務局長	伯谷和昭君
選挙管理委員会事務局長	伯谷和昭君	農業委員会事務局長	河本伸二君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	安江陽一郎君	事務局主幹	渡邊亮司君
庶務・議事担当係長	小玉美紀子君		

◎開議宣告

- 議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は17人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、黒坂議員、竹中議員を指名します。
-

◎日程追加の議決

- 議長（前田篤秀君） お諮りいたします。
お手元に配付いたしました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。
したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
-

◎日程第38 議案第19号

- 議長（前田篤秀君） 日程第38 議案第19号平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。
提出者の説明を求めます。
大堀財政課長。
- 財政課長（大堀 聡君） 議案第19号平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。
平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億1,316万2,000円とするものです。
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。
次のページをお開き願います。
第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。
19款繰越金につきましては、1項繰越金に165万4,000円を追加し、総額を8,164万円とするものです。
これによりまして、歳入合計156億1,150万8,000円に165万4,000円を追加し、総額を156億1,316万2,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に165万4,000円を追加し、総額を14億4,262万8,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計156億1,150万8,000円に165万4,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の156億1,316万2,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費2目母子保健費、妊婦健診事業165万4,000円は、本年10月以降、妊娠満33週以降の妊婦健診の受診及び出産が町内の医療機関でできなくなることから、町外の医療機関で妊婦健診を受診及び出産する方に対し、交通費及び宿泊費を助成するため、妊産婦交通費等助成扶助費を計上するものです。

助成の対象者につきましては、遠軽厚生病院において、妊娠満32週まで妊婦健診を受診し、その後、町外の医療機関で妊娠満33週以降の妊婦健診を受診及び出産した方で、助成の内容につきましては、交通費は、JR及びバスを利用した場合は実費、自家用車を使用した場合はJR普通運賃相当額、ハイヤーを利用した場合は実費の2分の1の額、宿泊費は、1泊5,000円を限度として実費、妊婦健診は1泊、出産準備は3泊までとするものです。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金165万4,000円は、前年度繰越金の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

4款衛生費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

19款繰越金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上で質疑を終わります。

これより、議案第19号平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

《平成27年9月14日》

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第39 議案第5号

○議長(前田篤秀君) 日程第39 議案第5号遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

平成27年第4回定例会において付託しました総務・文教常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長(今村則康君) ー登壇ー

平成27年第4回遠軽町議会定例会におきまして、総務・文教常任委員会に付託されました議案第5号遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告いたします。

本条例につきましても、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、必要な事項を定めるものです。

本委員会としては、委員会審査を平成27年9月7日及び8日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上で、総務・文教常任委員会に付託されました議案1件の報告を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第40 議案第7号及び日程第41 議案第8号

○議長(前田篤秀君) 日程第40 議案第7号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金条例の制定について、日程第41 議案第8号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の制定についてを一括して議題とします。

平成27年第4回定例会において付託しました民生常任委員会から審査報告書が提出さ

れておりますので、委員長の報告を求めます。

阿部民生常任委員長。

○民生常任委員長（阿部君枝君）　－登壇－

民生常任委員会付託案件に係る委員長報告をいたします。

平成27年第4回遠軽町議会定例会におきまして、民生常任委員会に一括付託されました議案第7号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金条例の制定について及び議案第8号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告します。

初めに、議案第7号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金条例の制定についてを報告します。

本条例の制定につきましては、地域医療を担う医師の養成及び確保を図り、町民への安定的な医療提供体制を確立するため、遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金を設置するものです。

本委員会としては、委員会審査を平成27年9月7日、8日及び9日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

次に、議案第8号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の制定についてを報告します。

本条例の制定につきましては、旭川医科大学医学部医学科の在学生及び卒業生を対象に、修学に必要な貸し付けを行うことにより、地域医療を担う医師の養成及び確保を図り、町民への安定的な医療提供体制を確立することを目的として、必要な事項を定めるものです。

本委員会としましては、委員会審査を平成27年9月7日、8日及び9日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

なお、本件の審査に当たり、次の附帯意見を確認しましたので、委員長報告として申し上げます。

現行の議案第8号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例において、貸付対象が旭川医科大学の在学生及び同大学の一部卒業生に限定していることは、条例の目的から当然のことと理解できます。

しかしながら、今後の地域医療を考えたときに、さらに厳しい状況も予想されることから、本町の地域医療を守っていくためにも、さらなる医師招致を期し、他市町村で既に勤務していた医師が持っている奨学金の債務についても、この制度によって支援することができるよう、運用面などについて柔軟に対応すべきである。

以上、民生常任委員会に付託されました議案2件の報告を終わります。

○議長（前田篤秀君）　これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、上程の順により行います。

これより、議案第7号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金条例の制定に

《平成27年9月14日》

についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の制定についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

以上で、議案2件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第7号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第42 認定第1号から日程第49 認定第8号

○議長(前田篤秀君) 日程第42 認定第1号平成26年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第43 認定第2号平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第44 認定第3号平成26年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第45 認定第4号平成26年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第46 認定第5号平成26年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第47 認定第6号平成26年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第48 認定第7号平成26年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第49 認定第8号平成26年度

《平成27年9月14日》

遠軽町下水道事業会計決算認定についてを一括して議題といたします。

付託しました決算審査特別委員会から審査報告書が提出されております。

決算認定8件について、委員長の報告を求めます。

阿部決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（阿部君枝君）　－登壇－

平成26年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

平成27年第4回遠軽町議会定例会におきまして、本委員会に付託されました認定第1号平成26年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定から認定第8号平成26年度遠軽町下水道事業会計決算認定までの8件につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を9月7日に設置し、議会会期中の9月7日から11日までの間、5日にわたり決算審査を実施したところでございます。

決算審査期間中、理事者におかれましては、資料提供や担当職員の説明などに御協力をいただき、決算審査を効率的に進めることができましたことに対し、厚く御礼申し上げる次第であります。

平成26年度の各会計歳入歳出決算認定8件につきましては、審査の結果、審査報告書のとおり、指摘事項の意見を付して認定することに決定をしたところであります。

それでは、各会計決算審査の結果について報告いたします。

まず初めに、実質公債費比率について。

本年度の実質公債費比率は10.7%と、前年度に比べ1.2ポイント改善されているものの、今後、（仮称）スポーツ広場、道の駅、福祉センター建替事業等の大型事業が実施されるため、十分配慮すべきである。

次に、認定第1号平成26年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について御報告いたします。

町税の調定額は23億4,726万円で、収納率は90.5%、対前年度比0.5ポイント減、収入未済額は2億2,269万円となっている。健全財政を進める上から、一層の収納率向上に努めるべきである。

次に、認定第2号平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御報告いたします。

国民健康保険税の調定額は5億1,482万円で、収納率は80.8%、対前年度比0.7ポイント増、収入未済額は9,802万2,000円となっている。収入未済額は前年度より減少しているが、保険財政の健全化を図るため、さらに収納率向上に努めるべきである。

次に、認定第7号平成26年度遠軽町水道事業会計決算認定について報告いたします。

水道料金の収入未済額は2,095万2,000円、1,399件で、前年度対比、金額では145万9,000円、7.5%の増額となっており、件数では44件、3%減少して

《平成27年9月14日》

いる。今後とも収入未済額の増加が懸念されることから、収納強化に努めるべきである。

次に、認定第8号平成26年度遠軽町下水道事業会計決算認定について報告いたします。

下水道使用料は、現年度調定額2億9,431万8,000円に対して収納率98.3%で、前年度と同率となっている。収納未済額は1,321万8,000円で、前年度対比金額で118万1,000円、9.8%増加となっており、件数では26件、2.7%減少している。今後とも収入未済額の増加が懸念されることから、収納強化に努めるべきである。

なお、口頭報告とすべきものとして、次のとおりです。

決算書類については、昨年度指摘しました事項についての事務改善は認められたものの、より見やすくするために、一般会計・特別会計歳入歳出決算書においては、款がまたがる時は、ページを改める、また、太線を入れるなどの事務改善を図るべきである。また、主要な政策の成果説明書においては、当初予算額、補正予算額などを掲載し、より理解しやすくするよう事務改善を図るべきである。

次に、企業会計については、平成26年度企業会計決算審査意見書の中に、5点にわたる指導事項が明記された。これらの内容については、水道課の中で十分審議され、改善に努めるべきである。

以上、平成26年度遠軽町議会決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） 委員長への質疑は行わないことになっております。

これより、一括上程しました決算認定8件を採決いたします。

採決は、認定第1号平成26年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号平成26年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてまで、決算認定8件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第50 発委第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第50 発委第1号遠軽町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

高橋議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋義詔君） ー登壇ー

発委第1号遠軽町議会会議規則の一部改正について説明をいたします。

《平成27年9月14日》

提案理由は、平成27年6月、北海道町村議会議長会から、標準町村議会会議規則の改正について通知を受けまして、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、本規則の一部を改正するため、遠軽町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町議会会議規則（平成17年遠軽町議会規則第1号）の一部を次のとおり改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、遠軽町議会会議規則新旧対照表により御説明いたします。

第2条は、欠席の届出に関する規定でありまして、第1項の次に、第2項として「議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる」を加えるものであります。

別紙に戻りまして、附則として、この規則は、平成27年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、発委第1号遠軽町議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第51 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第51 意見案第1号ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○10番（阿部君枝君） ー登壇ー

ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

都市住民の農山漁村への定住願望が大きく上昇しているが、一方では「仕事がない」「子育て環境が不十分」「生活施設が少ない」「交通手段が不便」「医療機関が少ない」など多くの問題点も存在している。

《平成27年9月14日》

そこで、企業や雇用の地方への流れを促進する地方創生を実現するため、どこにいてもいつもと同じ仕事ができる「ふるさとテレワーク」を一層促進し、観光など地方への訪問者増加につなげることができる高速情報通信回路網の充実、なかでもW i - F i 環境の整備が必要になる。

よって、次の事項について実現するよう要望する。

記。

一つ、I C T 環境の充実には、W i - F i 環境の整備が不可欠であることから、活用可能な補助金や交付金を拡充し、公衆無線L A N 環境の整備促進を図ること。

二つ、平成27年度からスタートしたテレワーク関連の税制優遇措置の周知徹底を図るとともに、制度を一層充実させ、拠点整備や雇用促進につながる施策を行うこと。

三つ、テレワークを活用して新たなワークスタイルを実現した企業を顕彰するとともに、セミナーの開催などテレワーク普及啓発策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年9月14日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、地方創生担当大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号I C T 利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付いたします。

◎日程第52 意見案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第52 意見案第2号地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○10番（阿部君枝君） ー登壇ー

《平成27年9月14日》

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

政府は平成27年6月30日、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定した。

今後、戦略に基づく事業など地方発の取り組みを支援するため、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」や平成28年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的な支援と、その財源の確保を行うことが重要となる。

よって、政府においては、地方創生の深化に向けた支援として、次の事項について実現するよう強く要望する。

記。

一つ、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに必要な財源を確保すること。

二つ、平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）」については、地方創生に係る地方公共団体の取り組みのベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。

三つ、平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば地方創生をコーディネートするための人件費や地方創生に関連した施設整備費などのハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手の良いものにする。

四つ、新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、地方公共団体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど意欲のある地方公共団体が参加できるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月14日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、地方創生担当大臣です。

議員各位の御賛同、よろしくお願い申し上げます。

説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

《平成27年9月14日》

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付いたします。

◎日程第53 常任委員会所管事務調査報告

○議長(前田篤秀君) 日程第53 常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務・文教常任委員長の報告を求めます。

今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長(今村則康君) ー登壇ー

総務・文教常任委員会所管事務調査報告書について、一部読み上げて簡潔に報告をいたします。

まず、総務・文教常任委員会の所管事務調査項目は、1項、条例に関する事項から8項、その他に関する事項まで、8項目であります。

1項の条例に関する事項といたしまして、(1)から(3)の3点について御報告をさせていただきます。特に(3)の子どもの権利条例の制定につきましては、国連における子どもの権利条約に基づき、子どもの権利を守り成長を支援するためには、その仕組みを条例化し、子どもの利益と権利の保障を確立することが重要であります。よって、子どもの権利の保障・救済、さらには意見表明・参加の場の確保等、子どもの権利を守るため、本条例の制定を急ぐべきだということで御報告をさせていただきました。

2項の財産管理に関する事項につきましては、(1)から(3)の3点について御報告をさせていただきましたので、御一読をいただきたいと思います。

3項の行財政に関する事項といたしまして、(1)から(2)の2点について御報告させていただきます。 (1)の財政健全化につきましては、現在の財政計画が本年度最終年となっていることから、次期計画を策定する場合においても、「持続可能な自治体運営の確立」を目指して策定すべきと考えております。

(2)の行政評価につきましては、御一読をいただきたいと思います。

4項の事務執行に関する事項といたしまして、(1)から(3)の3点について御報告をさせていただきました。中でも(2)の人材の育成につきましては、高度多様化する事務事業について適切に対応できる資質と能力を備えるためには、これまで以上に政策形成能力の向上や専門知識の習得が求められております。本町におきましても、実務を基本とする法制執務を研修計画に取り入れ、町の未来を担える人材の育成に取り組んでいただきたいと思います。

また、(3)の組織機構の改革につきましては、町村合併10年の節目を契機として、

《平成27年9月14日》

本所・総合支所のあり方も含めて、地域の実情も踏まえた上で効率的な組織機構に見直すべきということで御報告をさせていただきます。

5項の学校教育に関する事項につきましては、(1)から(3)の3点について御報告させていただきました。特に(3)の小中学校の安全対策については、社会環境を反映して、電子メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等IT機器を利用したトラブルが全国で発生していることから、児童生徒が安心して就学できるよう、時代に即した対策を早急に講ずるべきだということで御報告をさせていただきます。

6項の社会教育及び文化に関する事項につきましては、(1)から(3)の3点について御報告させていただきました。特に(3)の文化センター等建設については、長年の懸案事項であると同時に、生涯学習の拠点施設となり得ることから、町民の合意形成に努めていただきたいというふうに考えております。

7項の社会体育及び健康づくりに関する事項につきましては、体育施設の整備について御報告させていただきました。町民ニーズに加えて、各種合宿誘致の観点からも、さらなる施設の整備・充実を図るべきであるということで御報告をさせていただきます。

8項のその他に関する事項につきましては、(1)及び(2)の2点について御報告をさせていただきました。(1)の総合計画の推進につきましては、遠軽町の将来の発展を展望した新たな総合計画の推進に当たっては、同計画に基づき着実に推進をすべきであるということで御報告をさせていただきます。

(2)の陸上自衛隊遠軽駐屯地等の部隊増強・存続につきましては、自衛隊存置の地域に及ぼす影響等を十分に配慮いたしまして、第25普通科連隊及び遠軽駐屯地について、引き続き関係諸団体と連携し、遠軽駐屯地存続に係る部隊増強の要請活動を展開すべきであることを御報告させていただきます。

以上で、総務・文教常任委員会としての所管事務調査報告といたします。

○議長（前田篤秀君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

阿部民生常任委員長。

○民生常任委員長（阿部君枝君） ー登壇ー

民生常任委員会所管事務調査報告について、一部読み上げて御報告申し上げます。

民生常任委員会の所管事務調査項目は、1項から5項について御報告させていただきます。

まず、1項、社会福祉に関する事項といたしまして、(1)から(5)の5点にわたって御報告させていただきます。特に(5)の子ども・子育て支援行政について、平成27年度から本格的に始動した「子ども・子育て支援新体制」の実施に向けて、子ども・子育て会議が設置されたことから、町の宝である子ども達の子育て環境について、今後もきめ細やかな事業計画策定を行うべきである。また、子ども・子育て会議の委員とともに、各種施設を視察するなどして、現状の共通認識を図るべきであることと御報告させていただきます。

《平成27年9月14日》

2項の保健衛生に関する事項といたしまして、(1)から(2)の2点について御報告させていただきましたので、御一読いただきたいと存じます。

次に、3項の環境衛生に関する事項といたしまして、生活排水対策については、生活排水処理基本計画を策定中であるが、計画内容の住民周知に努め、効果的な下水処理対策に取り組むべきであると御報告させていただきます。

また、4項の住民生活に関する事項といたしまして、(1)から(2)の2点について御報告させていただきますが、(2)の安全・安心のまちづくりについて、「遠軽町安全安心まちづくり条例」の目的を住民に周知するとともに、地域の防犯、青少年・子どもの健全育成のための見守り活動及び交通安全に関する施策を積極的に講じるべきであると御報告させていただきます。

5項の町税等に関する事項、町税等の収入未済額について御報告させていただきます。

町民負担の公平性を維持するため、個々の実情や実態に応じたきめ細やかな対応が必要である。町行政の運営、住民サービス提供のため、滞納額の徴収対策を講じ、収納率の向上を図るべきであると御報告させていただきます。

以上、民生常任委員会として、所管事務調査報告といたします。

○議長（前田篤秀君） 次に、経済常任委員長の報告を求めます。

黒坂経済常任委員長。

○経済常任委員長（黒坂貴行君） ー登壇ー

経済常任委員会所管事務調査報告につきまして報告いたします。

経済常任委員会の調査事項は、1、農業及び林業に関する事項から9、水道事業に関する事項まででございます。

初めに、農業及び林業に関する事項につきまして報告いたします。

5項目について報告しております。

農畜産業の振興につきましては、農畜産業の振興と安定経営のため、新規就農者、担い手の育成確保等に取り組むとともに、さらなる農業振興策を推進すべきであります。

また、四つ目の間伐材の有効利用につきましては、民間活力の推進と研究開発を支援し、林産物の利用を促進すべきであります。

2点目の商工業及び観光産業に関する事項の3項目について報告いたします。

1、2は御一読ください。

観光産業の振興につきましては、北海道新幹線の開通やアジア圏からの観光客の増加など、北海道観光の環境が大きく変化しつつあることから、地域の特色ある観光資源や自然を生かしたイベントの充実にも努めるとともに、関係団体と連携を図り、さらなる観光客誘致促進と経済波及効果に結びつく施策を早急に推進すべきであります。

三つ目の消費及び労政に関する事項。

3項目報告しております。

消費者被害防止対策につきましては、消費者被害に遭うことがないように、安心した消費

活動ができるための相談窓口業務等、保護・防止対策の充実を図るべきであります。

四つ目の道路及び河川に関する事項については、4項目報告しております。

町道につきましては、円滑な交通アクセスを確保するために、重要度、緊急度を考慮した計画的な道路整備を推進すべきであります。また、市街地域における生活道路の整備は、関係者等の理解・合意を得て町道の認定を推進すべきであります。

二つ目の除排雪については、主要道路、歩道及び交差点においては、できるだけ速やかに行い、事故防止に万全を期すべきであります。特に見通しの悪い交差点につきましては、速やかに排雪すべきであります。

5点目の公営住宅及び建築に関する事項。

住宅建設につきましては、平成28年度に見直しを予定している「遠軽町町営住宅長寿命化計画」については、住宅建設コストを含め、各地域の住環境の課題を考慮して推進すべきであります。

2の公共施設の修繕等については、公共施設の修繕、改修に当たっては、当該施設の今後の利用状況を勘案しながら執行すべきであります。また、用途を廃した公共施設につきましては、計画的に解体を行うべきであります。

6の車両管理に関する事項につきましては、2点報告しております。御一読ください。

都市計画に関する事項につきましては、都市計画マスタープランの推進について、効率的な土地利用を図るため、関係機関と連携を図り、総合的・計画的なまちづくりに努めるべきであります。

8点目の公共下水道事業に関する事項につきましては、2点報告しております。中でも下水道処理区域については、区域内での効率性を高めるために、下水事業の普及促進を推進すべきであります。また、未整備地区につきましては、計画的な整備に取り組むべきであります。

9点目の水道事業に関する事項につきましては、2点報告しております。

水道管の更新につきましては、老朽した水道管の更新は、長期的な見直しをもとに計画的に実施すべきであります。

以上で、経済常任委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

◎日程第54 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

○議長（前田篤秀君） 日程第54 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知を行います。

閉会中における各委員会の所管事務調査について、会議規則第73条第1項及び第2項並びに第75条の規定により、お手元に配付のとおり、各委員長から申し出があります。

お諮りいたします。

本件について、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり承認することに御異

《平成27年9月14日》

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については各委員長の申し出のとおり決定しました。

◎閉会の議決

○議長(前田篤秀君) 以上をもって、本定例会に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長(前田篤秀君) 以上で、平成27年第4回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前10時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前田 篤 秀

署 名 議 員 黒 坂 貴 行

署 名 議 員 竹 中 裕 正